

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第五号

鳥取縣家畜保健衛生所設置條例を次のように定める。

昭和二十五年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣家畜保健衛生所設置條例

第一條 家畜の保健衛生に關する諸般の試験並びに実地指導により地方における家畜衛生業務を推進し、もつて生産の増加及び損耗を防止するため縣内適地に家畜保健衛生所を設置する。

第二條 家畜保健衛生所の位置、名称及び担当区域は、知事が別にこれを定める。

第三條 家畜保健衛生所は知事の管理に属し、左の業務を行ふ。

昭和二十五年三月四日 外 土 曜 日

本誌 キサハ國定規格A五判

一、生産率の向上に關する事項。

二、損耗の防止に關する事項。

三、各種傳染病の予防制遏に關する事項。

四、特殊疾病の診療に關する事項。

第四條 家畜保健衛生所に所長及び所員若干名を置く。

第五條 この條例に規定するものを除く外、この條例の執行について必要な事項は知事においてこれを定める。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第六号

鳥取縣立義肢修理所設置條例を次のように定める。

昭和二十五年三月四日

鳥取縣立義肢修理所設置條例

第一條 鳥取縣立義肢修理所を鳥取市に設置する。

第二條 義肢修理所は肢体不自由者の福祉を図るをもつて目的とする。

第三條 この條例施行のため必要な事項は別に知事がこれを定める。

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和二十四年十月一日から適用する。

鳥取縣統計調査條例第七号

鳥取縣統計調査條例を次のように定める。

昭和二十五年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣統計調査條例

第一條 この條例は縣勢の實態を明らかにするため統計調査(以下調査という)を行い、適確公正な縣行政の運営に資することを目的とする。

第二條 この條例によつて行ふ調査は、知事が統計法に基き届出の承認を得てこれを告示する。

第三條 知事は調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができ、

第四條 知事はその行ふ調査のため必要があるときは、調査区を指定し調査員を置くことができる。

第五條 調査員は、知事の指揮監督を受けて調査区域内の調査に関する諸般の事務に従事する。

第六條 知事はこの調査の一部又は調査員の指揮監督を市町村長に委任することができる。

第七條 調査に従事する地方公共団体の役員又は調査員は、調査資料の提供を求め若しくは関係者に対し質問をすることができ、この場合には知事の発行する職務に關する証票(別記様式)を示さなければならぬ。

第八條 調査の結果知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に屬する事項についてはこれを他に漏らし又は窃用してはならない。

第九條 調査のために集められた調査票を、統計上の目的以外にこれを使用し又は使用させてはならない。

第十條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は五千円以下の罰金に処する。

- 一、第三條の規定により申告を命ぜられた場合申告せず、又は虚偽の申告をした者
- 二、第三條の規定により申告を命ぜられた調査につき申告を妨げた者
- 三、第七條の規定による調査資料を提供せず、若しくは虚偽の調査資料を提供し又は質問に対し虚偽の陳述をした者
- 四、この調査に従事する者又はその他の者で調査の結果を眞実に反するものとしてしまふ行爲をした者
- 五、この調査に従事する者又はこの調査の職に在つた者で第八條の規定に違反した者

附 則

この條例は公布の日から施行する。

別記様式 (日本標準規格B判八号)

表	面
発給番号第 号 年 月 日交付 実地調査証 (職名) (氏名) 職務施行期日 年 月 日から 年 月 日まで 調査目的 (統計の名称) (調査実施者名) 調査実施者公印	調査票の様式

裏 面

鳥取縣統計調査條例抄
 第七條 調査に從事する地方公共団体の吏員又は調査員は、調査資料の提供を求め、若しくは關係者に対し質問をすることができ、若しくは場合によっては知事の発行する職務に関する証票(別記様式)を示さなければならぬ。この罰金以下の各号の二に該当する者はこれを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は五千円以下の罰金に処する。
 一、第三條の規定により申告を命ぜられた場合申告せず、又は虚偽の申告をした者
 二、第三條の規定により申告を命ぜられた調査につき申告を妨げた者
 三、第七條の規定による調査資料を提供せず、若しくは虚偽の調査資料を提供し又は質問に対し虚偽の陳述をした者
 四、この調査に從事する者又は他の者で調査の結果を眞実に反するものとして、行爲をした者
 五、この調査に從事する者又はこの調査の職に在つた者で第八條の規定に違反した者

◆鳥取縣條例第八号

昭和二十三年三月鳥取縣條例第十四号縣有財産の取得管理及び処分に関する條例中次のように改める。

昭和二十五年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

告 示

◆鳥取縣告示第百二十六号

昭和二十五年年度春期助産婦、看護婦試験を次のように施行する。

昭和二十五年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

日時及び場所 日 時 場 所

種別
 助産婦 四月 四日午前九時 鳥取縣立鳥取図書館
 看護婦 講堂
 學說試験

同 實地試験 同二十一日同 鳥取縣立中央病院

看護婦 同 五日同 鳥取縣立鳥取図書館
 學說試験 講堂

同 實地試験 同 六日同 鳥取縣立中央病院

願書締切 三月二十四日正午

願書提出先 鳥取縣衛生部医務課

鳥取縣公報

監 査 告 示

○鳥取縣監査公告第二十五号

地方自治法第二百四十條に基き十一月度例月出納検査を執行し、その結果を次の通り縣議會及知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十五年三月四日

鳥取縣監査委員	岸 本 政 嘉
同	早 川 忠 篤
同	三 橋 誠
同	倉 繁 良 逸

○検査した年月日

△事務検査 昭和二十四年十一月二十六、二十八日

△本検査 同 年十一月二十九日

○検査対照

昭和二十四年九月中の縣歳入、歳出、現金出納、証券

昭和二十五年三月四日 土曜日
号 外

本書ノ付録ハ國定規格A五判

出納、その他一般経理出納事務

一 一般歳入

(1) 予算に対する収入状況

九月末現在予算に対する収入比率は三〇、五%であり調定率はそれより約五%上廻つた三五%であるが依然として収入比率は低調である。殊に寄附金の一、九%国庫支出金二七、二%縣債の全然借入収入未済等事業執行に大なる影響を及ぼすものとして特に重視し一日も早く収入措置を講ずべきであろう。

縣税の四四、三%使用料及手数料の三六、四%は先ず順調と見られ前年度繰越金一、一一七、三%は予算額に対する驚異的收入比率と謂えよう。

(2) 歳入調定後に於ける主なる未收金

九月末現在未收金は一億一千七百二十八万余円にして調定額に対する未收割合は一、二、八%であるが極

00954

力努力して収入を計らねたい。
未収金の主なるものは概ね次の通りである。

○縣 税 一億九百五十四万二千余円
 縣 民 税 一千三百四十四万九千余円
 事 業 税 六千四百八十六万九千余円
 等が未収額の主なものであるが事業税は九月賦課の關係上未収額が多額となつてゐる。目下鋭意徴税中と思ふも格段の努力を希望する。

○授業料 七十万九千円

八月末現在の百四十七万九千円に比すると半減されてゐるが延人員二千三百六十三名が一ヶ月滞納してゐることになる。主なる学校は米子西高の十五万六千余円、鳥取西高十一万六千余円、米子東高九万七千余円、八頭高校八万七千余円等である。

○林産物検査手数料 二百四十八万四千円

漸増の傾向にあり林務課と連絡し収納に遺憾なきを期されたい。尤も十月に入り百七十六万九千円収入ありし。

○水利使用料 一百四万三千余円

日本発送電の水利使用料にして九月末迄延滞して來たが十月に於いて全納してゐる。

○診療所使用料 十一万六千余円

山守診療所使用料にして国民健康保険負担分が手續上二ヶ月前後延納になるため。

○繰替金 一百十六万二千余円

事業用諸物資購入立替金であるが支出金の手續上遅延に基くものなるも速急に手續を了し完納する様留意すべきである。

(二) 一般会計歳出

(1) 予算に対する九月末支出総額比率は二六、五%であるが各費目(款)別について見ると概ね次の通りである。

公 債 費 七二、〇%
 教 育 費 四二、五%
 縣 庁 費 四六、三%
 統計調査費 三四、七%

00955

議 会 費 四一、三%

警 察 消 防 費 三三、〇%

財 産 費 三三、五%

保 健 衛 生 費 二九、九%

選 挙 費 三二、九%

社 会 及 勞 働 施 設 費 二二、七%

諸 支 出 金 二二、七%

土 木 費 一〇、五%

産 業 經 済 費 一九、〇%

等の順となり概ね義務的経費は高率事業経費の多いものは低率となつてゐる。

(2) 支出内容の適否

特に揚記する不正不当と目されるものなく適正支出せるものと認められた。

(3) 予算費用関係

違法又は不適當のものなく良好と認む。

(三) 一般会計收支の比較状況 (九月末現在)

収入済額 七億九千三百二十八千余円

支出済額 六億八千九百二十四万六千余円
(現計予算額に対し三〇、五%)

差引額 一億三百七十八万二千余円
(歳入歳出差四%)

前記の通り收支の均衡は保たれてゐるが予算執行は稍々低調と謂うべきである。

(四) 特別会計歳入

各事業会計共収入状況は概ね順調のようであるが予算に対する収入比率で二七%の縣立中央病院事業費、二%の無畜農家解消事業費、三〇%の畜牛増殖奨励事業費等は収入措置に一層努力を払うべきである。

(四) 特別会計歳出

各事業会計中自作農創設維持奨励資金、教育資金、男女青少年団体事業奨励資金、就学奨励資金、学校生徒奨励資金

以上五会計は九月末現在に至るも支出皆無にして予算経費も零細額であり予算上の事業執行も見ざるべきもの

がない。今後これ等の会計については検討の要がある。
5. 特別会計收支の比較状況

競馬事業費二十六万四千六百五十六円の支出超過しているが欠損に基く未精算によるものが大半を占めてい
る様であるが急速に整理し收支の均衡を図るべきであ
る。

他会計は收支均衡は良好である。

(出) 現金出納

正確に出納してあつた。

(ハ) 証券出納

当期間中に於ける有價証券出納の事実がない。

(ウ) 物品出納

(イ) 備品にして新に購入のものは記帳されつゝあるも
破損又は損耗の爲め使用に堪えないもの、除却整理
の形蹟がないので常に留意してその年度の払出に嚴
格を期すべきである。

(ロ) 経営傳習農場内にある接收家屋並農耕具、備品類

中各種農耕具、備品類(代金は五万四千八百円、点
数は相当数)を買収後備品出納簿中農務課の口座に
夫々記帳しある、現物は経営傳習農場内に所在し同
場所属物として使用するものにつき保管轉換の手續
を爲し置くべきものと認む。

(四) 金庫運用状況 (九月末現在)

歳入額 七億九千三百二十八千余円
歳出額 六億八千九百二十四万六千余円
差引額 一億三百七十八万二千余円

外に 四十九万九千円 短期借替債受入額

合計 一億五千二百七十八万二千元

内 九千万円 合同銀行通知預金

内 二千万円 合同銀行定期預金

差引 四千二百七十八万二千元 縣金庫在高

内 六百万円 縣金庫契約による金庫保管金

内 三千六百七十八万二千元 支払準備当座
預金

(五) 記帳その他会計事務の処理状況

概ね良好と認めた。

◇監査告示第二十六号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十三年度及二十四
年度土木部並民生部の定期監査を執行し、その結果を次
の通り縣議會及知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十五年三月四日

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉
同 早 川 忠 篤
同 三 橋 誠
同 倉 繁 良 逸

監査執行部課名

監査執行年月日

土木部經理課 昭和二十四年十二月十二日
同 河港課 年十二月十二日
同 道路課 年同 月十三日
同 砂防課 年同 月同日
同 管轄課 年同 月十四日
同 建築課 年同 月同日

民生部厚生課 年同 月十六日
同 保險課 年同 月同日
同 兒童課 年同 月十七日
同 世話課 年同 月同日

監査概評

(1) 總体的に見て民生部關係の事業は概ね順調に執行さ
れているも土木部關係の事業はその財源を國庫補助と
起債に依存する關係上進捗状況は余り捗々しくなく中
には年度第三、四半期末の現在に至るも未だ着手され
ていないものも見受けられるので急速措置すべきもの
と認めた。

(2) 國庫補助その他の財源の裏付けのものがなければ純
縣費支出見合せと謂つた健全財政のあり方はうなづけ
るも、併し中に特に重要と認められる事務事業にも不
拘裏付け財源がない爲め経費が極めて小額であつたり
或いは全然見られていないものがあり又今一息と謂う
処で、その効果が減殺されているものがある。これは
主管部課の熱意の乏しい爲めもあるが財政当局の賢
明にして理解ある予算措置を爲さるべきものと認む。

(3) 事務処理は全般的に見て決裁施行迄に相当日数を要しているが、これは課内及関係課合議箇所が多く爲めに遷延するものと認められるので事務の簡素化迅速化の上から見ても事務処理上不可欠の箇所以外は成るべく省略すべきものと認められた。

(4) 歳出経理のそれに比し歳入経理の関心が薄い様で国庫補助、寄附金、使用料、手数料等の収入措置も積極性を失い又概して計画性が乏しい様である。支出経理同様各部課に収入計画簿を備え計画迅速に収入の確保をして事務事業遂行に支障を生ぜしめない様にする等収入の均衡を図り年度末に至り混乱せしめない様常に万全の措置を講ずべきものと認む。

(5) 他部の場合にも申述べた如く日常に於ける文書の稟伺処理、代決限界或いは編纂整理保存等に不徹底不充分の誹は免れ得ないが、それに先立ち当該主管課に於いてこれが処理方式を規定する処務規定、代決規定文書保存編纂規定等を速急に整備改定の要を認める。以上が各部課に通じたる監査概評であるが更に各部別

につき申述べると次の通りである。

土木部の場合

(1) 農林省所管(縣は水産課主管)船溜修築事業は現在その工事を土木部に於いて施工しているが、設計書作製補助の稟請又は予算経理事務執行或いは施工等に關し種々阻害を生じているものと認められるにつき実態を檢討の上事業執行の円滑を図ることが適當と認む。

(2) 土木関係の各事業はその財源を国庫補助及起債に依存する關係上起債許可並に補助に關する認承が甚敷く遅延する爲め工事の進捗状況が悪く中には冬季間に施工しなければならぬ様な破目に陥り工事の出来形成績に悪影響を与えることは必然であり又工事出来形に對する部分支払も遅延し業者に迷惑を及ぼす等甚敷く支障を生じている。

本縣の場合これに對処し中央への接衝も必要であるが特に当局は根本策を樹立しこれに對処すべき要を認む。

(3) 一般事務の処理は円滑であるが、経理事務は起債許可及国庫補助の遅延と工事設計変更等により予算措置

が遅れる爲め年度末に至り窮余の策として大口予算の流用をなし或いは支出科目の更正等の方法により予算経理を図つてゐる様であるが右措置は前項の事情によるものが最大原因となつてゐるも、しかしこれが適正なる予算経理の計画性に乏しい点が必ずしも皆無とは云えないので今後計画経理に留意すべきものと認む。

(4) 各種工事施工に当り起工稟伺の際課内及関係課への合議閱覽箇所が多いので事務の迅速化と機密漏洩防止の観点からこれが処理は絶対的必要箇所以外は最少限度に止める様処理すべきものと認む。尙その際当該書面は秘文書扱とし責任者に於いて持廻り等の方法により嚴重処理すべきものと認む。

民生部の場合

(1) 各事務事業に対する末端部門の指導督促或は査察等が行届いていないのでその効果が減殺される懼がある。即ち行政が直ちに縣民に届いてこそ初めて完璧と謂い得るのであつて特に民生に直結する行政丈けに格別励行の要があるものと認む。

(2) 民生部関係行政執行の機調として多数の各種委員会があるがこれが委員メンバーが拡大過ぎたり名目的に陥り實際の活動より放れている傾向がないとも謂へない。当民生部関係の各種委員会委員は人格識見を有するは勿論当該行政に造詣が深く又眞に縣民生活の安定及福祉の爲めに献心的活動と努力を惜しまないだけの人士を以つてメンバーとすべきである。特に民生行政各種委員に於いては當然と謂えよう。

(3) 民生行政は比較的地味な行政であつて格別努力を要するが当該部課職員の努力のみにては効果が薄く又向上も余りはかばかしく行かないと思はれるので中央への陳情、運動或いは諸施策遂行上縣民への宣傳普及乃至は実践等と謂つた面に關しては当該部課関係者の熱意努力と相俟ち議會方面關係各種団体或いは斯政に熱心なる一般有識者等に働きかけ、支援を得て關係機關を一丸として強力なる施策が特に必要である、この線に副つて現状より一層飛躍的活動が望ましい。

(4) 民生部各課職員就中厚生課、兒童課の場合事務の性

質及量に比較して人員が不充分の様に見られたが又他面当該行政掌理する上に専門智識を必要とする部面も多いので当該課に適合する専門的職員を配置して事務事業の完遂を図る必要を認む。

經理 課 昭和二十四年十二月十二日 監査

監査委員 倉 繁 良 逸

一、事務の執行状況

(1) 本課は土木部総体の企画及予算総括經理の外に建設業法による業者登録事務、建設資材の需給調整、災害町村補助工事事務等を主として管掌しているが、その処理状況は大體可良と認められた。

(2) 本縣重要行政である土木事業は大部分を国庫補助と起債とに依存しているがその大部分のものが後半期でなくては受入れ困難の事情下にあり中には出納閉鎖直際になる迄受入不能のものを生じる等の關係上事業の執行と共に予算經理についても相当苦慮している様である。従つて事業計画の変更又は工事設計変更等により年度末迄に予算更正措置不能に陥つた

爲め多額の予算流用を爲して漸く昭和二十三年度決算をして居る様で結局年度内の業績能率の低下を來して居ることになつて居るので今後充分留意改善しこれ等予算經理は慎重に処理するべきであると認む。

(3) 本課は收支予算經理上に種々齟齬を生じているので早急整備し土木部一丸とした収入状況を把握すると共に收支均衡に一層配意すべきであると認む。

(4) 建設業法による業者登録事務は知事許可登録済のもの百二十件同じく申請手續中のもの二件建設大臣許可登録済のもの三十件あるが登録簿その他事務の整理は良好と認められた。只今後注意すべきことは、これが運用の面であつて法の趣旨に随ひ目的を完遂する様嚴格な指導と監督をし公正なる工事執行を図ることに格段の注意が必要と認む。尙本登録に要する經費予算額四拾五万円の充当財源は登録手数料拾五万円(一件毫千四百五拾件を見込む)及業者よりの寄附金、參拾万円を見ているが本法の完遂上から考察するとき業者の寄附に依存することは當を得たも

のと謂えないので考慮するべきであらう。

(5) 町村補助工事事台帳に所要記載事項をその都度記入しおらず工事完了の際に一括記帳整理する傾向があるので工事の経過、補助金、經理等隨時把握し指導監督の画から見て所要事項はその都度記帳整理すべきものと認む。

(6) 事務の処理は概ね良好であるが書類の編纂整理保存に遺憾の点があるので今後一層留意し整然とすべきである。

河港 課 昭和二十四年十二月十二日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 早 川 忠 篤

一、事務の執行状況

(1) 本年度事業は起債等の關係で一部未着工のものがあるが總体的に見て順調に進捗しているものと認む。しかし本縣に於ける経常的、災害防除施策は余りなされて居らず災害復旧偏重の嫌がある。これも縣の國政的事情下に於いては己むを得ないようであるが

災害縣である本縣にとつては常に災害未然防止に積極的施策を必要と認める。

(2) 中小河川改良事業は大路川を始め日置、佐陀、小松谷川の外本年度新しく塩見川を加へた五河川であるが大略、日置川工事は年度内に完成の予定で小松谷川は鋭意施工中であつて明年度完成の見込である。特に佐陀川工事は大山系の荒廢河川でありその第一期工事として二十二年から繼續されているが、本年度工事も起債等の關係上九月迄着手に至らず漸く本年度予定工事に対し進捗率一五%程度であり、又塩見川改修工事も五ヶ年計画も樹て本年度分七百万円を以て着工することになつて居るがこれ又起債許可遅延の爲め未着工である。何れも急速に施工し計画の完遂に努力を盡されたい。(別表参照)

(3) 本年度災害防除工事は一八ヶ所經費毫千六百貳拾万円であるが財源の關係上全面的着手することが出来ず内四ヶ所は完成現在未用川及天神川を施工中であるが一朝有事の場合を想像するとき寒心に堪えな

00962

(4) 港灣修築並維持補修工事
 いものがあるので未着手一二ヶ所も急速に着手する
 よう当局の格段の努力を望む。(別紙参照)

区分	種別	事業費	進捗率
網代港	修築	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	六五%
鳥取港	維持補修	二、五〇〇、〇〇〇	三〇%
赤碕港	同	二、〇〇〇、〇〇〇	四五%
米子港	同	一、五〇〇、〇〇〇	(未着手)
境港	整備直轄	一七、七〇〇、〇〇〇	(直轄工事)

であつて本年度工事は予定通り進捗を示しているようである。米子港は財源の関係上未着手のようであるが急速に着手するよう努力せられたい。
 (5) 二十三年度施行の二十二災復旧工事は五三ヶ所総工費九千式百余万円を以つて完成されていることは結構である。二十四年災害、九二ヶ所中この内本年度八ヶ所の認承を受け着手準備中であるが至急着手すべきである。
 災害工事の概要は概ね次の通りである。

区分	個所	工費	既設		状況		継続個所
			二十三年度	工費	二十四年	工費	
二十二災	河川	一六〇	八四	二八、七五七千余円	一四	二三、七一八千余円	二
	港灣	六	三	八、七七一	一	五、三一一	一
二十三災	河川	二四六二四〇、二〇二	一七	九、八〇一	二二	二九、六三八	二〇七
	港灣	二九一二五、二三〇	五	七、四〇九	四	二三、七四三	二〇
	海岸	九、六九四	一	一	一	九、六九四	一

00963

別表

中小河川改良工事

計	二十四災		計		備考
	河川	海岸	河川	海岸	
	九〇	二	九、一七三	一〇一	八二
	八九、一四三	九、一七三	三八、五五八	一六、一八〇	三、九三〇
	四九六四一三、八五三	三五一三一、五四八	五七、二八六	二九、〇五六	未着手
	一八、八六七	一、八六七	九、六九四	一	二九一

(6) 従来漁港修築及船舶工事の主管省は農林省(従つて水産課)でありこれが實際施工は本課が担当している現状であるが事業計画本省に対する補助申請、予算、経理等は水産課が掌理しているので種々に不便を來し事業執行に甚だしい障害を与えているものと認められる他縣にも例を見られるのでこれが円滑遂行する爲め港灣行政の一元化をなし主管を本課に

することが適當ではなからうか当局の考究を望む。
 (7) 事務分掌並に服務状況は適正と認められるが職員定員二十一名中事務職員(主事)二名であるが事務量から見て過重と認める。

区分	二十三年度		二十四年		備考
	事業費	進捗率	事業費	進捗率	
大 路 川	四、〇〇〇、〇〇〇円	七、〇〇〇、〇〇〇円	五〇%	本年度完了見込	
日 置 川	四、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	三〇%	右同	

00964

佐 陀 川	七、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	一五%
小 松 谷 川	四、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	五〇%
塩 見 川	—	七〇〇、〇〇〇	—

災害防除施設事業

区 分	個 所	事 業 費	進 捗 率	備 考
二十三年度 災害防除工事	甲 一七 乙 一七 計 三十四	九、一五三、〇〇〇 四、二八三、〇〇〇 一三、八三〇、〇〇〇	完 了	
二十四年度 災害防除工事	一八	一六、二〇〇、〇〇〇	四ヶ所 完了 二ヶ所 施工中 末着手	

道路課 昭和二十四年十二月十三日監査
監査委員 三 橋 誠

一、事務の執行状況
(1) 所管事務の執行状況は職員の努力研究により既定方針並計画に随い着々執行されていて概ね良好と認められた。
(2) 常時の土木事業は頻発する災害に禍されそれに加

うるに経費予算に制約されていて満足すべき一事執行は困難の様である。抑々本縣に於ける各種土木事業は応急的弥縫的施工を繰替すの已むなき状況であるが、須く防災に重点を置き道路橋梁等は漸次恒久的の工事に押し進めることが必要である。仮に道路改良工事について見るに国道延長二一八軒に対し改善率二、四%、府縣道延長一、四四四軒に対し一二

00965

%であつて全国平均改修率の二分の一と謂う低率を示しているのは概歎すべきことである。
本縣の場合災害復旧に追はれ未改修道路の維持管理のみに汲々たる状況であるが昭和二十三年度より五ヶ年計画事業として漸次活潑に改修されつゝあるも今一段の努力が望ましい。その状況は次の通りである。

- △昭和二十三年度(道路) 一〇ヶ所 延長七、三四二米 壱千參百八拾壱方式千円
- △同 二十四年度(同) 九ヶ所 同 五、〇〇〇米 式千八百八拾方円
- △右 同(橋梁) 九橋 (内永久橋二) 壱千壱百四拾方円

(3) 道路補修工事は二十二年度迄は経費に制約され余り顧られなかつた様であるが二十三年度及二十四年度は改良工事と共にマ司令部の覚書により五ヶ年計画事業として強行することになり予算的にも考慮され現在施工しつゝあるは本縣悪路の汚名を多少で

も払拭されるものとして今後に期待を寄せるものである。その状況を見れば概ね次の通りである。
△二十三年度施工
特別整備事業 六百四拾式方円
補修事業 九拾方円
一般道路修繕工事 五百九拾七方壱千円
△二十四年度施工及施工予定
砂利道補修工事 一九ヶ所 式千壱百拾五方円
舗装道同 三ヶ所 式百九拾壱方円
災害防除工事 一ヶ所 壱百四拾壱方円
橋梁補修工事 四四ヶ所 壱千四百四拾方円
同 塗装工事 一ヶ所 壱百式拾九方円

(4) 一方道路橋梁の災害復旧状況国補、單縣各工事を含すれば左表の如く相当の箇所に工費を費して施行されているが所謂応急的工事に墮し従つて災害毎に反覆していることは何としても歎かわしいことである。
経費の点もあることながら今後は総合計画は勿論個

々箇所の設計においても研究し又工事の監督、検査も一層厳格にし他の土木事業にマッチして恒久施設

とすることが肝要である。

年度別	種別	二十年災害		二十一年災害		二十二年災害		二十三年災害		計
		箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	
二十三年度	国補	一三	二、六〇八、四三三	一七	三、七四〇、〇四六	六〇	六、九三〇、九六六	二三三	三三、五三二、二四四	三三、五三二、二四四
	単縣	一	一	五	三、九、四〇〇	七	一、三、四七四	三	二、〇五二、二〇七	
二十四年度	国補	一	一	一	一	二	二、六四〇、〇四三	四六	一七、三六七、八六六	四三、七六八、〇九一
	単縣	一	一	一	一	一	一、三〇〇、〇〇〇	九	五、八〇〇、〇〇〇	
		箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	金額
										七、一〇〇、〇〇〇

(5) 道路損傷負担金の合理的賦課徴収方法に研究工夫を要するものと認められ又収納も兎角遅滞し勝ちで十月末現在に於いても拾壱万五千余円の未収を生じている状況につき各土木出張所を督励して急速徴収する様配意を望む。

(6) 各土木出張所を通じ道路工夫は現在六、七名の欠員を見ている。これは鳥取、米子兩土木出張所管内の欠員で目下これが補充として不取敢臨時人夫を試備中の模様であるが急速に完全充足して道路の維持管理に当らしめるべきである。尙これら道路工夫の

日常勤務は兎角怠慢に陥る傾向が強いのでこれが指導監督の点について最善の策を講ずる必要を認む。

(7) 道路補修工事にト、グレータートラクター等を利用されているのは結構にて労力費の節減と工事の能率化効率化を図る爲今後益々機械化することの必要を認む。

(8) 縣下各市町村団体による道路愛護作業を実施し成果を挙げていることは周知の通りであるが、「我等の道路は我等の手で」のスローガンを掲げ尙一段と道路愛護思想を鼓吹して青年團學生々徒を動員した

愛護団体の結成を奨励し道路整備に格別の盡力を要望致したい。尙各土木出張所別の表彰制度も採用し土木第一線機関を督励することも一試案であろう。

(9) 国道十八号線酒津峠の改修(墜道工事)並米子市道笑町踏切除却工事(立体交叉)は多年に亘り懸案とされ今日に至つては管内土木出張所監査の際にも、実地視察しその必要性も充分認めているのでこの際早急に実現する様格段の努力を希望する。

(10) 道路占用許可認可事務は現在一時占用を除き土木出張所經由の上知事認可事項としているが事務の能率化簡素化の観点からして特に重要なものを除き各管轄土木出張所長へ権限を移譲すべきであると認た。

(11) 経費其の他一般事務は概ね良好に処理されているが道路占用関係の認可処理が稍々遅延の傾向にあり

(3) 砂防事業の概要

又文書の編纂保存整理については一層嚴重にすべきものと認めた。

砂防課 昭和二十四年十二月十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

一、事務の執行状況

(1) 砂防事業は災害復旧工事を除いては直轄工事として施行せられ本年度工事も總体的に順調に進捗しているものと認む。

(2) 従来砂防事業は他の土木事業のそれに比し余り軽視されていた嫌が窺われるが縣下山間部各河川は荒廢其の極に達し水禍により毎年災害復旧を繰返し居り何程巨額の経費を投じてても水泡に帰して終うのが現実であるので災害未然防止の根源である、本砂防工事に重点的施策が必要であろう、当局は道路河港工事と併せ総合的対策を樹立し災害防除に専念すべきである。

区 分	二十三年度		二十四年度	
	箇所	事業費	箇所	事業費
通常砂防工事	一 一 溪流	九、〇〇〇、〇〇〇円	一 一 溪流	一八、〇〇〇、〇〇〇円
	二 一 堤防	〇、〇〇〇、〇〇〇円	二 一 堤防	〇、〇〇〇、〇〇〇円
		進捗率	進捗率	
		完了	予算上五〇%實質出來過ぎ	

00968

災害対策砂防工事	一〇溪流	八、二五〇、〇〇〇	同	三	六、〇〇〇、〇〇〇	予算上六〇%
二十二年災害砂防工事	繼續四	一、〇〇二、〇〇〇	同	一	一	一
二十三年同	六	三、一五七、六〇〇	同	一	八、一三二、〇〇〇	工事完了なる予算上五〇%
二十四年同	一	一	一	三	一、〇〇〇、〇〇〇	未着手

(4) 日野川水系河川統制事業として事業費九千万円を以つて縣管発電を計画し本年度予算に要求せるも縣財政の關係で見送り状態になつてゐるようであるが本縣經濟振興の見地からその必要は充分認められるのでこれが実現方特に要望する。又一方縣下に散在する小水力発電候補地一四〇ヶ所の調査計画を樹立してゐるが資材並資金等の關係上遷延の様様であるけれ共産業振興策の一環として又農村電化の必要性に鑑み關係町村に普及懇願すると共に電化普及促進に一層の努力を傾倒された。

(5) 河川統水調査事務は名目上河港課主管となつてゐるも實質的事業の運営は本課で実施してゐるので

の執行主管課に移管すべきである。

(6) 職員は現在一三名で定員に対し一名欠員を生じて居り事務量は稍々過重のようである。特に本事業は直営工事の關係上第一線工事現場に於ける指導と且又電源開発事業の遂行の爲再三現地に出張を余儀なくされる爲不足で技術者の充足が必要と認められる。

管 轄 課 昭和二十四年十二月十四日監査
 監査委員 倉 繁 良 逸
 同 三 橋 誠

一、事務の執行狀況

(1) 所管事務は概ね順調に執行されつゝあるが昭和二十三年末特別調達庁鳥取事務所が設置されたるに伴

00969

い相当員数の職員が轉出し又本年十月職員定数條例により大中に減せられたる等の關係により過去三十数名の課員が現在十九名になり事務の執行に四苦八苦の様で兎角十二分な所管事務の遂行も危懼される実狀である。

(2) 縣本來の管繕工事の外に國よりの委託工事も近次増して居り又縣下市町村の新制中等等の建築工事も相次いでゐて、これ等の委託設計監督の要請に応じてゐるが多忙の爲めこれが事務の粗略、不充分、不

徹底等に起因し不詳事故が勃発しない様爾前に充分注意すべきである

特に米子博覽會建物施設等にも協力を余儀なくせられるが勢い当面の縣工事設計監督指導上に手不足となることが予想されるのでこの際当局のこれが対策を樹てる必要を認める。尙参考迄に二十三年度及二十四年度現在迄に於ける各種管繕工事の施工狀況は概ね次の通りである。

区 分	二十三年 度		二十四年度 (十月末現在)		
	件数	金額	件数	金額	
工費三十万円以上の縣工事	二〇	二六、七二〇、八四三円	一〇	八、六七二、一二九円	
同 未滿の縣工事	一〇三	五、四七三、三四六	七二	五、六二七、六四六	
同 以上の市町村	八	二二、五八八、〇一一	九	二二、七九〇、四九八	
同 其他委託工事	未滿の市町村	五四	四、七九五、五〇二	三一	三、〇一三、三三〇
同 其他委託工事	未滿の市町村	五四	四、七九五、五〇二	三一	三、〇一三、三三〇

(3) 昭和二十三年度及二十四年度施工の縣工事を一覽するに設計額或は工事予定價額に対して請負額が相

当低額に入札されて居り即ち法に定められてゐる落札有効價額たる予定價額の三分の二の最低額を以つ

00970

て請負施工されているものの中には見受けられるが
この様な設計額と請負額に相当額開きのある工事の
監督或いは検査は一層嚴格にすることが肝要と思考

されるので、その点充分留意せられたい。試みにこ
れに該当する主なる工事を見ると次の通りである。

施工年度	工 事 名	設 計 額	請 負 額	設計額に對する請負額の比率	差 額	契約方式
二十三年度	米子保健所新築工事	三、九六八、七五八	二、四五〇、〇〇〇	〇、六一一	一、五一八、七五八	指名
同	氣高同	二、七四七、八〇〇	一、九七五、〇四三	〇、七二二	七七二、七五七	同
同	縣庁舎増築工事	七、〇〇五、八四五	六、五〇〇、〇〇〇	〇、九二二	五〇五、八四五	同
同	縣立盲聾学校宿舍増築工事	一、五三八、七〇〇	一、〇八〇、〇〇〇	〇、七〇〇	四五八、七〇〇	同
二十四年度	縣會議事堂増築工事	二、〇四二、六四二	一、三九六、〇〇〇	〇、六八〇	六四六、六四二	同
同	農事試験場補修工事	八四一、四六四	五八六、〇〇〇	〇、六八八	二五五、四六四	同
同	縣立高校工業科増築工事	一、四四〇、〇〇〇	九三四、〇〇〇	〇、六五五	五〇六、〇〇〇	同

(4) 設計に基づく起工伺書の決裁を受ける爲めの合議廻覽箇所が非常に多くこれが決裁迄には数多く閱覽者を経ているが事務の簡素能率化の点と將亦機密漏洩防止の観点よりしても事務執行に必要欠くべからざる以外の閱覽は止める様にし、又回覽方法等も責任

者に於て秘文書扱として処理する様格段の注意を望みたい。尙本事項は管轄工事関係のみでなく一般土木工事の起工伺或いは設計書の作成又は処理等入札前における取扱ひについても同様に嚴重注意すべきものと認む。

00971

一、事務の執行狀況

(5) 經理其他一般事務の処理狀況は必ずしも充分とは認め難いので今後一層嚴重に処理すべきものと認む。

建 築 課

昭和二十四年十二月十四日監査
監査委員 岸 本 政 嘉

(1) 本課は昭和二十二年閣令に依り臨時建築等制限規則施行機關として設置された戦災復興院鳥取出張所が翌二十三年九月縣に移管となり住宅行政をも所管し新築足したり爾來事務の執行に一時難色があつた様であるが現在その処理狀況は概ね良好と認む。

(2) 臨時建築制限規則に基く建築物の許可並に資材供給事務はその執行に当り從來兎角一般民衆の不満があつた様であるが、その後一部建築物の制限緩和と重要建築資材の充足とにより本年度に入つてより円滑に執行されていることは結構である。本建築行政は縣民生活安定の根底であり、又こゝに当課の重要性があるので今後共細心の配意と親切なる指導とにより一般民衆の怨嗟の的とならぬよう篤と留意すべきである。

(3) 市街地建築物法による事務は臨時建築制限緩和によつて適用を受ける建築物も多くなり繁雜を極めているが適用区域内住民の本法越旨認識不足のため本法許可を経ずして建築しているものが激増する傾向にて益々事務を煩鎖にしている様であるが、この際法の趣旨普及を図り違反せしめない様にして事務を円滑に執行することに努力すべきであると認む。

(4) 本年度住宅事業として木造新築一〇八戸分譲、轉用住宅並余裕住宅改造等一〇五戸を計画し中央の認承を受けたもの、起債の關係で已むを得ず市町村主体とするの余儀なきに立到り又一方縣管住宅としてコンクリート建アパート五〇戸を計画して実現の運びとなつていたのがこれ又種々の事情から見送りになる等縣下四万戸の住宅不足の現状は依然として緩和されず住宅問題の解決は実に前途遼遠の感がある。縣当局は住宅困窮者のためにこの際一層努力し一戸でも多く住宅確保に格段の配意を要するものと認む。

(5) 年々建築戸数の二%が一朝にして灰燼に帰している現状を直視し耐震耐火構造建築指導を痛感す。凡

ゆる方法と機会を捉えて一般大衆に周知せしめその徹底を期する様一層の配意が望ましい。

(6) 住宅建築に対する知識の涵養を図る目論から過般鳥取市に於いて開催の住宅展は機宜を得た企図と謂い得べく住宅の改良向上を認識せしめる意味に於いて経費の許す限り各地で開催することを奨励致した。

(7) 職員は現員二十九名であり事務分掌は適当と認めだが一部建築制限の緩和と逐次主要資材の統制撤廃等を勘案し今後業務の重点的運営を図るため課内人員配置に適正を図られた。

厚生課 昭和二十四年十二月十六日監査

監査委員 三橋 誠
同 倉繁 良逸

一、事務の執行状況

(1) 当課の所管事務は困窮者を対照とする生活、医療、住宅、授産、物資、金融等全般の社会事業に關する事務並にそれに関連する相当廣汎な事務を管掌し

当面の事務は円滑に執行されていてその処理状況は概ね良好と認めた。

(2) しかし当課所管事務は性質上末端部に滲透して初めて事務執行の成果が挙るのであるが所管事務が廣汎多岐に亘つているのでその確認が容易でない。第一線機関当該事務の実施状況を監察し又指導督励が必要であるにも拘らず経費面、人手不足の面で余り実行されていない現状は遺憾である。これは成可く頻繁に査察して最下部末端にその行政が行届く様配慮さるべきである。

例えば市町村の扶助金の給付状況、授産施設の運営状況、住宅の建築経過、ララ物資の給与及保管管理状況、共同募金の経理並配分状況、消費生活共同組合の運営状況等々に関し現地機関につき適時指導督励し或いは監査することが必要であろう。

(3) 当課各般の事務は理事者の努力のみにては効果が薄いと消極的であつてはならないことであるが、夫々の当事者外廓諸団体の結成等に依り組織的積極

的に活動し働きかけ助力を得ることが肝要であり又一般に対しても認識を深めしめ場合によつては大衆の輿論とし運動とする等熾烈な熱意を以つて事務の完遂を図ることが必要である。要するに本課事務は兎角通り一辺の形式的に墮する虞が多分にあるので積極的に熱意を以つて執行し活動することが最も緊要である。

(4) 縣下生活困窮者の生活及医療の救護状況は終戦後本年迄の保護世帯人員数は昭和二十二年度を最高とし漸減しつゝあり(左表参照) 戦災による生活困窮

より漸く立上りの状況を示してきていることは欣しい現象であるが、しかし医療扶助に至つては漸増の傾向にあり生活には一慮立直りつゝも一朝疾病に罹りたるときは生活に破綻を來す結果これが救護を要することとなり従つて生活の安定が未だ地についていない証左と謂えよう。尙生活困窮者の救護に當つては今後一層民生委員の指導訓練により洩給、濫給の防止に務め生活保護法の目的完遂に万全を期する様格段の努力を希望する。

終戦以來の救護状況は概ね次の通りである。

要保護者(世帯)調査表

区分	世帯		人員	金額
	保護區別	世帯		
昭和二十一年十月分	生活扶助 医療	六、三五〇 一九四	二〇、九九四 二二三	六六六、二一八 二四、八七一
同二十二年十月分	生活扶助 医療	七、〇七五 一、〇三二	二二、四三九 一、一二二	二、七四三、五四五 六六六、四七九

同二十三年十月分	生活扶助 医 療	五、六七二 九八三	一六、七八〇 一、一一四	四、四〇三、三五〇 二、四〇四、五九八
同二十四年九月份	生活扶助 医 療	五、二七四 一、三〇六	一五、八二二 一、四三四	七、一〇九、九四八 三、一〇六、五四九

(5) 当課所管事業完遂の方途として十指に及ぶ各種委員が設置されているが、これ等委員はその道に造詣が深く又蘊蓄を傾け熱と意氣を以つてその会の事業目的を達成せしめることが必要と考えられるのでこれが選任についてはその趣旨に従い適任者を厳選する様留意すべきものと認む。尙各委員会の運営活動状況は会の開催状況其の他の点から見ても必ずしも活潑とは思はれないので充分推進し活潑化する必要を認む。

(6) ララ物資、ユニセム物資、非常災害用の備蓄物資等は現在借家料を払い棒鼻元川崎造機会社跡倉庫に委託保管しあるも取扱上の不便及盗難の恐れ等の観点から縣庁構内に之が保管倉庫を建築するを適當と認む。

(7) 非常災害救助甲備蓄物資は応急用として夫々の機関に対し常に確保準備せしめて置るけれどもその数量は満足すべきものとは謂い難く加えて手許に備蓄されているものは衣料関係のみ僅少に留つて居る状況である。一朝事ある機に思を至せば今少しの各種資材を備蓄し応急事態に間に合はせ得る様措置し置くべきではあるまいか。

(8) 災害救助基金特別会計貸出金として現在五十七万四千余円を貸出し年賦償還を爲さしめ居る様であるがこれは旧罹災救助基金会計当時の旧いもので、しかも今後これを年賦償還せしむるとすれば十年の永歳月を要し手数も煩鎖であり又現在の金額としては少額にして且亦本会計の性質から見てもこれ等は繰上償還せしめ非常災害の準備基金とすべきが適當である。

はないかと考へられるにつき急速に措置すべきものと認む。

(9) 縣下に多数設立されている授産場は過般審査委員会の審査結果相当数のものが法の趣旨に副はない爲警告せられ又不適格となつた様であるが猶現在授産種目で製材、製粉、製麦等のものは授産施設として不適當と思料されるのでこれ等は猶検討の必要を認める。又今後設置の場合その種目等については厳選すべきであろう。

(10) 授産場はその運営で資金難に陥り折角失業者、生活困窮者等に授産しつゝあるものでもこれが爲め中途において運営難に陥り現在閉鎖直前のもも出て來ているのが現状である。これが資金の斡旋或いは縣の繰替金予算により最少限度の資金繰りに考慮すべきである。又経営主体が市町村或は縣管のものが多ので経営面、技術面に拙劣のものが多く爲めに行詰りを生じたる例もあるので授産目的を逸脱しない限度において専門的指導者をしてこれ等の指導監督

を図るべきである。

(11) 当課定員二四名中兼務者一名(人事課勤務)及び長期欠勤者二名で結局二一名を以つて辛うじて所管事務執行に當つて居るが、事務量は過重と認められるので配置轉換等により暫定増員の措置をとり職務の円滑を図る必要を認める。

(12) 事務の処理は概ね良好と認むるも次の事項については今後嚴重処理する様注意する。

(イ) 生活扶助、生産扶助基準額超過支給に対する許可事務は第一線機関の被保護者に対する実情把握が充分でない爲相当日数を要しているので被扶助者の立場を考へ急速に処理する様配意が望ましい。

(ロ) 備品の保管轉換廢棄処分或いは貸与が正規の手續を経ずしてなされている。

保 險 課 昭和二十四年十二月十六日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 早 川 忠 篤

一、事務の執行状況

(1) 国民健康保険法は昨年六月根本的改正あり原則的に市町村公営として任意組合よりその運営を移管されたが、その後於ける制度の普及状況は全国的に不振の様様である。翻つて本縣の再建状況は全国中

位以下にあるので現在これが再建に努力し腐心しつつあるもの、現状は必ずしも樂觀を許さないものがある。

縣下設立状況は凡そ次の通りである。

郡市別	市町村数	認可	活動		今後再建予定	備考
			活動	休止		
市部	二	二	二	一	一	警察組合を含む
岩美	一七	九	八	九	四	
八頭	二五	八	八	一七	一六	
氣高	二六	二二	二二	五	三	
東伯	四二	二九	二二	一九	三	
西伯	四〇	二	二	三八	一六	
日野	一七	八	八	九	三	
計	一七〇	八一	七二	九八	六七	

(2) 前述の通り国民健康保険組合設立状況の不振は従來戦時中の情性が残存し一般住民の認識が薄く保険組合設立に熱がなく、又治療を敬避してゐる傾向に

あるが特に市町村財政等により現在の事業不振の要因を爲していることは憂慮すべきである。法の改正を契機に隣接町村併合事務組合の設立、直営診療所

の設置に重点を置き国保再建運動を展開してあり趣旨の啓蒙普及と既設組合の育成指導に懸命の様であるが笛吹けど踊らざる傾向が可成強い。謂うまでもなく本制度は社会保障制度確立の根本的基盤であつてしかも本法の活用が縣民生活の福祉と医療保健上に保障を与える重大施策につきその再建は急務と謂はなければならぬ。何れにしても本事業の全面的刷新を期するには市町村当局の熱意を喚起し当局の継続的に国保再建運動と既設組合の育成に格段の努力するを必要と認める。

(3) 縣下市町村を対象とした本制度の重要且困難な事業に対し僅か四名の職員が担当しているが到底国保の再建とその方全なる育成指導の運営は至難であると言わざるを得ない。従つて現在の事業不振の原因は一面これが指導陣容の弱体因ると謂つても過言ではない。当局は急速にこれが陣容の強化を考慮すべきであらう。

(4) 事務の処理状況は職員の手不足等の關係もあろう

が文書の受発並に書類の編纂保存(特に年度区分の明確)に留意し整然とすべきであり又国保關係條例認可書類は一見して判り易い郡市別單位に整理すべきである。

兒童課 昭和二十四年十二月十七日監査
 監査委員 倉 繁 良 逸
 同 三 橋 誠

一、事務の執行状況

(1) 兒童行政事務は兒童福祉法施行に伴い厚生課内の一係であつたものが二十三年四月獨立課として発足し、爾來職員の充実と兒童福祉機關の設立並第一線機關たる兒童委員の選任等が行われ又逐次福祉施設を増設完備されつゝあり法の目的完遂に努力しているものと認められた。

(2) 本行政はその発足以來日猶淺き爲め一般社会の認識も薄く前途は暗澹たるものゝ如くであつたが、職員を初め關係者の努力によつて現在に於いては漸く曙光を見出しその基盤を造り上げていることは欣し

い。即ち第一年度たる二十三年度に於いては法の趣旨徹底により児童福祉思想の啓蒙、宣傳、新施設及既施設の認可、対象児童措置費の整備確立、児童問題に關する基礎資料の蒐集調査等を爲し、第二年度たる二十四年度に到り直接児童福祉の爲め重点的施策が序々乍ら実施に移されている状況である。

(3) 抑々本行政は將來の再建日本を担う次代国民の養成に當る悠遠にして崇高なる行政であり又一朝夕に成果を期待することは至難であるからその掌に携るものは確固たる信念、不撓不屈の心構を以つて推し進めて行くことが肝要である。

現狀は担当職員の寡少と因、縣費を通じて經費の不充分の爲め種々施策は講じつゝあるも全般的に見て未だ満足すべき状況には達していない。

(1) 縣の児童福祉機關は漸次整備拡充されつゝあるも未だ不徹底、不充分の誹は免れ得ない。即ち鳥取、米子に設置の児童相談所及附属一時保護所は建物は一応完備されているも、智能適性検査用機

械器具その他備品類が整備されて居らず爲めにその効果を發揮することが出来ない。又盲聾啞兒收容の宿舍(積善学園)は建築されたが六十四名を收容するに満團その他什器備品に相当数不足し又粗末な状況で早急に配慮してやる必要がある。本年九月獎徳学校地域内に精神薄弱兒收容施設(皆生学園)が設置され現在十七名を收容して居るが設置場所が獎徳学校構内にあることは好ましくなく地域的に見ても余り適地とは考えられないので今後移轉の要も認められ獨立施設として専任園長その他職員を充実に精神薄弱兒の訓育輔導に専念せしむることが緊要と認む。

(4) 公私立施設の母子寮、保育所、養護施設、助産施設、療育施設等児童福祉による適格のものば國、縣による措置費の交付を受け漸く運営されているものゝ私立施設の場合施設の増改築修理費、備品消耗品等一般運営費は公費では見られないことになつていたので共同募金及ララ物資に依存する

より他に途がない状況で運営上に種々苦慮している様である。又建物及設備或は職員等も最低基準に達していないものが数多くあるので法に示す最低基準達成期限の二十五年末迄には基準に達し得る様最善の努力を希望する。

現在の縣下の施設状況並に今後は非新增築を必要とする数は概ね次の通りである。尙福祉施設も年を逐つて増設の機運にあり二十四年度に於いて縣下に三保育所の新設認可を見現在施工されつゝあるのは欣しい次第である。

施設別	対象児童数	現有施設数	收容人員	新增設を要する最低的要数
母子寮	二二六世帯 五九名	五	六九世帯 一五五名	五
保育所	三、三四一名	二七	二、四九二名	七
養護施設	三、一四二名	四	一三七名	一
精神薄弱兒施設	五九一名	一	一六名	要擴張
盲ろうあ兒施設	盲兒 七三九名 ろうあ兒 八六一名	一	盲兒 一七名 ろうあ兒 六三名	要擴張
療育施設	虛弱兒 九四〇名 肢体不自由兒 三八九名	一	一	一
救護院	一、八〇五名	一	五四名	要擴張
兒童厚生施設	兒童二一九、七四八名	二	一、六〇〇名	一
乳兒院	總數 一六、八〇三名	一	一	一

(V) その他給食施設 里親制度の運用等は未だその緒についた程度で余り好績を挙げていないので児童の完全福祉の面から言つて強力に実施する措置すべきである。

(4) 最も緊急且重要な施策として青少年不良化防止対策があるがこれが実行機関の一として現在縣に青少年問題対策審議会が設けられ活動している様であるが、今後児童課が中心となり一層積極的に活動さるゝ様希望致したい。又本年度児童文化祭、モデル臨海学校、街頭補導、出張相談、よい子の選奨、防犯フィルム公開、優良映画の推薦等を実施されているがその他凡ゆる福祉施策は系統的に間断なく実施して不良化防止に献心的努力が望ましい。尙教育委員会和密接な連繫の下に中小学校生徒児童を対照とした不良化防止対策は格別必要と認めるにつき攻勢的に一層活潑な活動を期待する。

(5) 児童行政は厚生課主管行政と共に理事者のみの努力ではその効果は薄いので關係官庁並に民間有識者

の協力を得ることが必要であろう。即ち中央への接衝に或いは縣内に於ける直接間接の施策の協力と思想普及に援助を受けることが必要につきこれ等に対し積極的に働きかけ施策の推進を図るべきである。

(6) 前述経費の増額は是非共必要で国庫補助額が少ない上に縣費支出も余り見られていないので事務執行にさへ困惑し新規計画も画餅に終つている傾向がある。現在の縣財政では無理からぬ面もあるが一朝一夕に効果が現れない本行政に対しては関心が薄いではないかとさへ思はれる面もあるにつき今後は本行政中の重点施策に対して考慮の要が認められる。尙担当職員は總体的に数が少く且又専門智識が必要な職員を以つてする同課陣容も弱体と認められるので児童行政に堪能な職員の増置を必要と認む。

(7) 経理その他事務の処理は概ね良好と認められたが福祉施設認可事項は一層迅速に処理する様留意されたい。

世話課 昭和二十四年十二月十七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 早 川 忠 篤

一、事務の執行状況

(1) 当課の業務は主としてソ連地区と中共地区關係未帰還者の調査並に之に伴う留守宅渡及び引揚者に対する公務災害給付業務等であつて他は殆んど終了し最終段階に立ち到つた状況である。随つて事務量は逐次減少されつゝあるがその反面調査究明に或は死歿者認定事務に益々困難を極めていようであるが課員の努力により本調査業務は全国有数の成績を収め二十三年度は中央より表彰を受けていることは欣慰しい次第である。

(2) 復員(引揚)並未帰還者状況

(1) 復員(引揚) 処理状況

区	分	二十三年	二十四年	備考
生還者	軍人軍属	一、九三四	七一九	一般邦人は厚生課より引揚後
	一般邦人	厚生課	三五	

死 歿 者 九七六 一〇四

(II) 未帰還者状況

区	分	生存者		死 歿 者		状 況		計
		確 実 者	見 込 者	不 明 者	戦 犯 者			
ソ連地区	軍人軍属	一三八	八九	三六六	一	五九三		
	一般邦人	一〇四	一〇	二八七	一	四〇一		
中共地区	軍人軍属	二	二	九	二	一五		
	一般邦人	一六	〇	一一	一	二七		
計	軍人軍属	一四〇	九一	三七五	二	六〇八		
	一般邦人	一二〇	一〇	二九八	一	四二八		

以上であり特にこれ等の調査究明に重点を置き努力しているがこれが留守宅家族のために今後の未帰還者消息その他の調査究明に格段の努力を希望する。

(3) 死歿者關係業務は従来一部社会の道義的觀念の稀薄により兎角軽視されて來た如くであるが、遺骨交付については一層懇切に又敬虔の念を以つてし特に死亡公報発行については過誤遺漏によりその權威を失墜するが如きことのないよう厳に留意されたい。

尙遺骨傳達は縣下三地区で実施されているが経費の關係上一物の供物もなされていらない現状であるが縣当局の考慮を要望致したい。
 死歿者処理状況は

区 分	二十三年	二十四年	摘 要
公報発行件数	一、〇三三	一〇六	
遺骨鑿型交付件数	一、三二五	二七三	再交付を含む
未交付件数	七三	二三	

(4) 当課で担当している一般邦人調査は全国的に軍人軍属のそれに比し著しく立遅れの状態であつて本縣に於いても目下資料の蒐集調査に當つてゐるが特に中共地区の邦人並に無縁故者に対する調査は困難性が認められるようであるが、業務の重要性に鑑み市町村当局並に引揚各種団体等と密接なる連繫を執りこれが調査に一層努力と希望を要するものと認む。
 尙特別未帰還者給与法により一般邦人未帰還者留守宅に対しても軍人軍属と同様月々手当を支給されるようになつてゐるが迅速に調査をし支給洩れの無い

様留意すべきである。
 (5) 復員業務遂行の根源である状況不明者の究明はこれら帰還者から得る資料が有力なものであるがこれが資料の多くの場合給与精算に出頭する契機を捉へ調査しているようであるが、この場合出頭旅費が各自負担であるため兎角出頭が遅れ或は出頭しないような場合もあり爲めに充分なる資料を入手することも困難を極めてゐるようである。抑々この出頭旅費は引揚直後で経済的にも困窮してゐる際でもあり援護の一端としても国又は縣費を以つて負担するのが当然と考えられるので当局の考慮を希望致したい。
 (6) 職員は定員四十三名(国の定員四十九名)に対し現員四十一名であり事務の処理並に服務状況は適正と認む。尙当課の人事給与、予算経理等に從來の旧陸、海軍の特異性よりして特殊扱いを受けて來たのが現在では縣機構に抱合され又職員の身分も縣吏員として扱はれてゐるので課内外共に統一すべきであると認む。

別紙第一号

(7) 当課職員は職務の將來性に鑑み身上について相当不安と危惧の念を抱きおる様であるが縣吏員の異動

その他欠員補充等の際には逐次他課に吸収する様当局は一層配慮すべきである。

職員任用分限待遇勤惰健康勤続年数出張勤務状況

課 名	監 査 員 職	令 年 均 平	本 俸 平 均 額	公 務 勤 務 年 数 平 均	二 十 三 年 度 出 張 日 数	二 十 三 年 勤 務 状 況		二 十 四 年 度 一 月 一 日 迄 超 過 勤 務 状 況		健 康 状 况				
						賜 暇	欠 勤	延 一 ヶ 月 平 均 (時 間)	延 一 日 平 均 (時 間)	強	健	弱		
經理課	二六	三二	四、七一五	八、〇	一、二四二	一五八	三四	〇六	〇〇	一一	三	四	一	一
河港課	二二	三二	四、八五九	五、五	八四七	七七	一	一九	五〇	六	三〇	二	一	一
道路課	二二	三二	五、〇九三	一〇、二	一、五九〇	八九	一	三三	四、五九	一	〇六	一	二	一
砂防課	一三	二八	四、七八七	六、七	五七六	三〇	一	三三	四、三〇	三	二五	六	一	一
管轄課	一九	三〇	四、四三七	六、八	九六六	二七	三	二二	四、〇〇	八	一一	一	一	一
建築課	二九	三〇	四、六九九	四、一	七〇三	二五	三	二二	三、〇二	一	二	一	一	一
厚生課	二三	三〇	四、七八二	七、七	八三二	七一	一	〇五	二、〇七	五	三〇	一	二	一
保險課	四二	二八	四、二四七	六、三	九六七	二九	二	一〇	四、六六	〇	一一	一	一	一
兒童課	一七	三〇	四、七七三	一〇、一	二二九	七五	病欠	一七	二、〇〇	〇	〇	一	一	一
世話課	四一	三三	四、八〇七	四、六	九九〇	三七	一〇	九	三、六九	〇	〇	四	一	一

別紙第二号

事務の処理関連事項の連絡調整法規帳簿文書の整理状況

課名	監査事項		事務の執行状況	受発文書の取扱状況	許可認可の状況	法規令規の整備状況	諸帳簿の整理状況	文書の整理状況	備考
	監査事項	事務の執行状況							
經理課	同	同	同	同	同	同	同	同	
河港課	同	同	同	同	同	同	同	同	
道路課	同	同	同	同	同	同	同	同	
砂防課	同	同	同	同	同	同	同	同	
營繕課	同	同	同	同	同	同	同	同	
建築課	同	同	同	同	同	同	同	同	
厚生課	同	同	同	同	同	同	同	同	
保險課	同	同	同	同	同	同	同	同	
兒童課	同	同	同	同	同	同	同	同	
世話課	同	同	同	同	同	同	同	同	

別紙第三号

予算の經理及決算の状況並に物品出納保管状況

課名	監査事項	事務の執行状況	受発文書の取扱状況	許可認可の状況	法規令規の整備状況	諸帳簿の整理状況	文書の整理状況	備考
經理課	經理は全体を通じて適正であるか	予算額に對し決算額は増減は如何か	予算流用は適正であるか	帳簿の整理状況	物品の出納の状況	物品の整理簿に付いては如何か	配給物資又は資材の出納は適正であるか	

砂防課	同	同	同	同	同	同	同	
道路課	同	同	同	同	同	同	同	
河港課	同	同	同	同	同	同	同	
經理課	同	同	同	同	同	同	同	

課名	監査事項		事務の執行状況	受発文書の取扱状況	許可認可の状況	法規令規の整備状況	諸帳簿の整理状況	文書の整理状況	備考
	監査事項	事務の執行状況							
營繕課	同	同	同	同	同	同	同	同	
建築課	同	同	同	同	同	同	同	同	
厚生課	同	同	同	同	同	同	同	同	
保險課	同	同	同	同	同	同	同	同	
兒童課	同	同	同	同	同	同	同	同	
世話課	同	同	同	同	同	同	同	同	

別紙第四号

窓口事務処理状況

課名	監査事項		事務の執行状況	受発文書の取扱状況	許可認可の状況	法規令規の整備状況	諸帳簿の整理状況	文書の整理状況	備考
	監査事項	事務の執行状況							
經理課	同	同	同	同	同	同	同	同	
河港課	同	同	同	同	同	同	同	同	
道路課	同	同	同	同	同	同	同	同	
砂防課	同	同	同	同	同	同	同	同	
營繕課	同	同	同	同	同	同	同	同	
建築課	同	同	同	同	同	同	同	同	
厚生課	同	同	同	同	同	同	同	同	
保險課	同	同	同	同	同	同	同	同	
兒童課	同	同	同	同	同	同	同	同	
世話課	同	同	同	同	同	同	同	同	

課名	監査事項		事務の執行状況	受発文書の取扱状況	許可認可の状況	法規令規の整備状況	諸帳簿の整理状況	文書の整理状況	備考
	監査事項	事務の執行状況							
經理課	八二〇	六七	五〇六	四一	一五七	一五三	一五四	二〇	
河港課	五七〇	四四	四二一	三三	二七一	二七一	一五四	一	
道路課	六八八	五七	四一三	三五	二二七	二二七	一五四	一	
砂防課	五六	三	一五五	一一	六七	六七	一	一	
營繕課	五七八	四九	一五四	一三	一	一	一	一	
建築課	八、三三八	二、一九七	四六六	一〇六七	一六二六	九一八	一	一	
厚生課	八五三	七一	七〇五	五九	二八	二八	一	一	
保險課	八五三	七一	七〇五	五九	二八	二八	一	一	
兒童課	四〇二	三二	三六三	三〇	三八	三八	一	一	
世話課	不明	不明	九〇三	七六	三七	三七	一	一	

◇監査公告第二十七号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十三年度及二十四年度縣立中央兒童相談所の定期監査を執行しその結果を次の通り縣議會及知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十五年三月四日

鳥取縣監査委員	岸 本 政 嘉
同	早 川 忠 篤
同	三 橋 誠
同	倉 繁 良 逸

縣立中央兒童相談所

昭和二十四年十二月二十二日監査

一、事務の執行狀況

(1) 本所は昭和二十三年三月創設されて爾來各所を轉々とし漸く昨年中旬現在箇所に獨立庁舎の設立を見たのであるが、その間一般大衆にはその存在さへ忘れられていた狀況であつた。しかし現在は最適地に新裝成つた本館と附設の一時保護所も増築され未だ充分とは謂えない迄も新發足の段階に立到

つたことは兒童福祉の爲めに誠に欣しい限りである。
(2) しかし固からの補助金は本所一ヶ所を対照として交付されているにも不拘これを米子兒童相談所及び兒童課の一部に喰込まれているので運営經費及職員数の兩面で困惑して居り、剩る縣費も余り支出されていないので勢い活動も不活潑とならざるを得ない狀況である。即ち一ヶ所の經費で二ヶ所と本課の一部を賄つていては所期の目的を到底達成し得ないことは当然と謂うべきである。当局は急速に米子兒童相談所定員及び經費の割当を受け兩所共々に兒童福祉第一線機關として十二分の活動出來得る様配慮が必要と認む。

(3) 本所機能の發揮、積極的活動を要する機關だけに一に懸つて職員充實と經費の潤沢にあるが現狀は前記の如くであり、加うるに当該事務執行に必要な専門智識を有する職員が極めて少数である。現職員の研修は最大要件であるが尙当該事務に精通する専門的教育を受けた職員を最少限度配属せしむる必要

を認める。尙設備の面も身体検査用具さへ設備されて居らず又智腦、性能検査用具、鑑別器具或いは浮浪兒保護兒童等撮影用の寫眞機一式等の備付もないがこれらは本所業務完遂上不可欠のものとして謂へよう。その他兒童の移送旅費も皆無に近く且又一時保護所の保護用蒲團、毛布、更衣用衣服もない爲收容不能の狀態で從來子供学園に委託收容して居る兒童の引取さえ出來兼ねて居る現狀である以上数を來れば不備不充分の設備は数多いので國費の裏付のない設備費につき縣費を以つて可及的速かに整備し活動を活潑ならしむる様当局は配意すべきものと認む。

(4) 本所の取扱件数も二十三年度より二十四年度は飛躍的增加を示しているが、暗い面の相談も兎も角明るい面の施策を必要とし兒童遊園地、図書室、映画又は幻灯館、保育所の設立奨励をし又母親クラブの結成の促進を図り或いは指導面では校外教護との連絡指導、学校PTA及婦人会指導、一般家庭の監護指導等の種々経綸を持ち計画はされているも人と経

費の面で画餅に帰しているのは誠に遺憾であるが關係機關及大衆に呼びかけ熱と意氣とにより兒童福祉の爲めにこれを実現せしめられんことを要望致した。5。
(5) 経理及び一般事務は概ね良好に処理されているものと認めた。

◇監査公告第二十八号

地方自治法第二百四十條に基き十二月度例月出納検査を執行しその結果を次の通り縣議會及知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十五年三月四日

鳥取縣監査委員	岸 本 政 嘉
同	保 木 本 德 太 郎
同	柳 谷 保 一
同	倉 繁 良 逸

○検査した年月日

△事務検査 昭和二十五年一月六、七日

△本検査 同年一月九日

○検査 対照

昭昭二十四年十月中の縣歳入、歳出、現金出納、証券出納、その他一般経理事務

一、一般歳入

(1) 予算に対する収入状況

十月末現在予算に対する収入比率は三四、七%で前月末の三〇、五%に比し四、二%の上昇率である。

縣税の五一%、使用料及手数料四四%が平均率を上廻つて居り、寄附金一、九%、公營企業及財産収入四、三%、国庫支出金三一、三%等は平均率より低下して居る。

(2) 歳入調定後に於ける主なる未收金

十月末未收額は前月末未收額一億一千七百二十八万余円に比較すると二千五百八万二千余円が減少して居るがこれは縣税の二千四百二十九万余円を徴収した爲め減少したものである。尙歳入調定額に対し未收額比率は九、三%で前月末より三、五%徴収率が

上昇している。

尙未收金の主なるものは概ね次の通りである。

△縣 税 八千五百二十五万七千円也

最高は事業税の四千二百九十五万九千余円であるが前月が賦課月だつた關係上未收が多額となつて居る入場税及遊興飲食税の相当額が当該税徴収義務者に停滞する傾向にあるので徴税に努力する様希望する。

△授 業 料 七十九万余円也

前月末未收額七十九万余円に比すると本月末は又未收漸増の傾向にあり収納方督励を要す。主なる学校名は前月と同様である。

△道路損傷負担金 一百二十二万五千余円也

十月が賦課月の爲め未收が生じたもの、様であるが今後鋭意徴収に努力を望む。

△生産物売払代 二十万五千余円也

各土木出張所、科学館、工業、農事各試験場の生産物売払代であるが現物受渡の際現金を納入せし

め未納額を出さない様留意すべきである。

△林業関係登録手数料 九万余円也

一口一千円延九十口分の滞納なるも主管課は督促して急速に納付せしむべきである。

△家畜移出検査手数料 十八万四千余円也

西伯郡畜産組合連合会を対象とした手数料にして近日中に払込む模様なるも催足の要あり。

△林産物検査手数料 二百六十万四千余円也

年間を通じて二百万円前後の未納を継続して居るがこれは最少限度の未納に留めしむる様配慮すべきであらう。

二 一般会計歳出

(1) 予算に対する十月末支出総額比率は三二、三%にして前月末二六、五%に比較すると五、八%上昇して居る。

各費目(款)別について前月のそれに比較すれば

() 内は前月比率

公債 費 七二、〇% (七二、〇%)

議 会 費 五六、三% (四一、三%) 一五、〇% 上昇

縣 庁 費 五六、〇% (四六、三%) 九、七% 同

教 育 費 五〇、三% (四二、五%) 七、八% 同

選 挙 費 四四、九% (三一、九%) 一三、〇% 同

統 計 調 査 費 四二、七% (三四、七%) 八、〇% 同

警 察 消 防 費 四二、三% (三三、〇%) 九、三% 同

保 健 衛 生 費 三六、〇% (二九、九%) 六、一% 同

財 産 費 三五、三% (三三、五%) 一、八% 同

諸 支 出 金 二九、〇% (二三、七%) 五、三% 同

社 会 及 勞 働 施 設 費 二七、五% (二二、七%) 四、八% 同

産 業 經 済 費 二五、五% (一九、〇%) 六、五% 同

土 木 費 一四、三% (一〇、五%) 三、八% 同

(2) 支出金の処理状況と内容の適否

不正不当と認められる支出金は見当らなかつたが支出手続、処理上左記の点今後留意すべきである。

(1) 市外通話料に通話先其の他の明細書のないものが相当件数あるので取扱を嚴重にすること。尙公

私経費区分も明確にすること。

(ロ) 前渡資金、概算払の延引のものが相当件数あり急速精算せしむべきである。(別紙参照)

(ハ) 右精算上戻入金が延滞の傾向にあるので常に督促して急速返納せしむる様配意すべきである。

(ニ) 支出に際し領收記載事項が乱雑であつたり記載箇所が不適當であつたりするものが相当見受けられるので厳格に記載調印せしめること。

(ホ) 依然として支出書類の多くを末席者が代決しているが課長の認印によるよう処理すべきものと認む。

(3) 予算流用関係
違法又は不適格のものなく良好と認む。

三 一般会計收支の比較状況 (十月末現在)

収入済額 八億九千九百六十七万二千余円

(現計予算額に対し三四、七%)

支出済額 八億三千八百七十六万一千余円

(現計予算額に対し三二、三%)

差引額 六千九十一万一千余円

(歳入歳出差二、四%)

四 特別会計歳入

十一月度の検査した状況より大差なく収入状況は概ね低調である。

特別会計歳出

歳出の場合も収入状況同様十一月度検査当時と大差なく支出皆無の会計も前月同様五会計である。

特別会計收支の比較状況

支出超過会計は競馬事業費の二十六万四千六百五十六円のみにして事由は前月度出納検査記載の通りであるが急速整理すべきである。

他会計は收支均衡は良好である。

現金出納

正確に出納してあつた。

証券出納

当期間中に於ける有價証券出納の事実はない。

物品出納

物品中備品の出納は概ね適正に整理しあるも各種障害を排除するため左記の点今後留意すべきものと認む。

(イ) 物品購入に際し印刷物以外は見積書を徴してないが今後は各種物件購入に際しても競争見積により購入する様にすべきである。

(ロ) 各種物品を当該各課に於いて購入し又は口約する傾向があるので各課の要求により一元的に会計課に於いて購入するようすべきである。

(ハ) 物品購入に際して部長、課長の決裁限界を励行すべきである。

(ニ) 前三項を厳格に励行せしむる爲めには事務量等より勘案して用度課の獨立も今後考慮すべき事項と思ふ。

四 金庫運用金状況 (十月末現在)

歳入額 八億九千九百六十七万二千余円

歳出額 八億三千八百七十六万一千余円

差引残額 六千九十一万一千余円

外に 四千九百万円 短期借替債受入額

合計 一億九千九十一万一千円

内 六千万円 合同銀行通知預金

内 二千万円 合同銀行定期預金

差引 二千九百九十一万一千余円 縣金庫在高

内 六百万円 縣金庫契約による金庫保管金

内 二千三百九十一万一千余円 支払準備当座預金

(二) 記簿その他会計事務の処理状況

概ね良好と認めた

別紙

出張旅費概算払未精算調 昭和二十四年十月末現在

概算払未精算	金額	件数	課名
二〇、六六四	円	二	秘書課
二、四二〇		一	庶務課
二九、九六〇		三	會計課
六五、八四九		二	地方課
五、九五五		二	統計課